

大分県国民健康保険運営方針項目(案)

資料2

都道府県国民健康保険運営方針策定要領 (H28.4 厚生労働省国民健康保険課作成)		大分県国民健康保険運営方針項目(案)			
		項目1	項目2	項目3	
<p><b>1 基本的事項</b> (1) 策定の目的 (2) 策定の根拠規定 (3) 策定年月日 (4) 見直しの時期の目安</p> <p><b>2 記載必須事項</b> (国保法第82条の2第2項) (1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し (2) 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項 (3) 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項 (4) 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項</p> <p><b>3 記載任意事項</b> (国保法第82条の2第3項) (1) 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項 (2) 市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項 (3) 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携に関する事項 (4) 2(2)～3(3)に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項</p>	第1章	運営方針策定の趣旨等	1 趣旨 2 策定根拠 3 計画期間 4 他計画との関係		
	第2章	市町村国保の現状と課題	1 被保険者及び世帯 2 医療費 3 所得 4 保険税 5 保健事業 6 財政状況 7 市町村格差	(1) 被保険者数の推移 (2) 世帯数の推移 (3) 年齢構成の推移 (4) 世帯主の職業 (1) 医療費の推移(入院、入院外) (2) 一人あたり医療費の推移 (3) 年齢別一人あたり医療費の推移 (4) 年齢調整後医療費の推移 (5) 生活習慣病有病率の状況 (6) 診療種別医療費や疾病分類別医療費の特徴 (7) 高額医療費の状況 (8) 医療施設等の状況 (9) 医療提供状況と一人あたり医療費の相関 (1) 一人あたり所得の推移 (1) 税率の推移 (2) 一人あたり調定額の推移 (3) 税負担率の推移 (4) 収納率(現年、過年)の推移 (1) 保健事業の実施状況 (2) 特定健康診査実施率の推移 (3) 特定保健指導実施率の推移 (1) 財政状況の推移 (2) 一般会計からの繰入等 (1) 一人あたり医療費の推移 (2) 年齢調整後一人あたり医療費の推移 (3) 所得の推移 (4) 保険税収納率の推移	
	第3章	医療費及び財政の見通し	1 被保険者及び世帯の見通し 2 医療費の見通し 3 財政状況の見通し	(1) 被保険者数の見込 (2) 世帯数の見込 (3) 年齢構成 (1) 一人あたり医療費の見込 (2) 医療費の見込 (1) 財政状況の見込	
	第4章	市町村における保険料の標準的な算定方法等	1 現状 基本的な考え方 2 国保事業費納付金の算定方法 3 標準保険料率の算定方法 4 財政安定化基金の活用	(1) 各市町村の保険料算定方法 (2) 各市町村の応能割と応益割の割合 (3) 各市町村の所得割等の賦課割合 (4) 各市町村の賦課限度額の設定 (1) 算定対象経費 (2) 算定方式 (3) 応能割と応益割の割合の設定 (4) 所得割等の賦課割合の設定 (5) 賦課限度額の設定 (6) 医療費指数αの設定 (7) 所得指数βの設定 (8) 激変緩和 (1) 標準的な収納率の設定 (2) 標準的な算定方式の設定 (3) 分割指数(割合)の設定 (4) 将来的な保険料率 (1) 貸付 (2) 交付	
	第5章	具体的な取組	基本的な考え方 1 市町村における保険料の徴収の適正な実施 2 市町村における保険給付の適正な実施 3 医療費の適正化の取組 4 市町村国保事業の広域的及び効率的な運営の推進 5 保健医療福祉サービスとの連携	(1) 収納対策の強化に資する取組 (2) 収納率目標の設定 (1) 療養費の支給の適正化 (2) レセプト点検の充実強化 (3) 第三者行為求償の取組強化 (4) 高額療養費の多数回該当 (1) 保険者による健診データ等を活用した保健事業(データヘルス)の促進 (2) 特定健康診査、特定保健指導の実施 (3) 重複・頻回受診の是正 (4) 後発医薬品の使用促進 (5) 健康教育の推進 (1) 標準化(様式の統一等) (2) 広域化(特定健診(個別)受診機関の拡大等) (1) 病床機能の分化及び連携の推進 (2) 高齢者の介護予防の取組との連携 (3) 地域包括ケアシステムとの連携 (4) 特定健診等と市町村衛生部門における検診事業との連携 (5) 「生涯健康県おおいた」実現のための施策との連携	
	第6章	運営方針の推進体制	1 進行管理 2 推進体制	(1) 進捗状況等の点検 (2) 計画期間中の見直し及び次期運営方針への反映 (1) 市町村 (2) 県 (3) 関係機関等	